

氷水域を航行する船舶の船体構造及び機関に関する事項

制定及び改正規則等

鋼船規則 I 編（制定）

鋼船規則検査要領 I 編（制定）

鋼船規則 A 編, C 編及び P 編（改正）

鋼船規則検査要領 B 編, C 編, D 編, N 編及び P 編（改正）

（日本籍船舶用）

制定及び改正理由

IACS は 2006 年 8 月に極地氷海船の船体構造及び機関に関する統一規則（UR I1, UR I2 及び UR I3）を採択した。本統一規則は、IMO が 2002 年に採択した MSC/Circ.1056 及び MEPC/Circ.399 “Guideline for ships operating in Arctic ice-covered waters”に関連して策定されたもので、北極海のように年間を通して結氷している水域を自力航行可能な船舶までも対象とする規則である。

一方、北バルト海のような冬季及び春季にのみ結氷する水域での航行に耐える船舶を対象とする規則として、Finnish-Swedish Ice Class Rules 2002(FSICR)に基づく規定が、現行鋼船規則 C 編 28 章に定められている。この FSICR に関して、フィンランド及びスウェーデン政府は、2006 年 12 月に喫水線の定義及びその取り扱いに関する規定を改正した。

今般、氷水域を航行する船舶を対象とする規則として鋼船規則 I 編を新設し、IACS 統一規則を参考に、極地氷海船に関する規定を制定した。また、現行鋼船規則 C 編 28 章の規定を上記 FSICR の改正を参考として一部改正し、同 I 編に移設した。

制定及び改正内容

- (1) 新設する鋼船規則 I 編の規定は、氷水域を航行する船舶の船体、材料及び機関について、通常船舶に要求される規定に追加して適用される旨明記した。
- (2) IMO の MSC/Circ.1056 及び MEPC/Circ.399 に対応する船舶を極地氷海船と定義し、IACS 統一規則等を参考に、鋼船規則 I 編 1 章から 4 章に規定した。
- (3) FSICR に対応する船舶を耐氷船と定義し、現行鋼船規則 C 編 28 章の規定のうち、定義及び分類に関する規定を鋼船規則 I 編 1 章に、船体及び機関関係等の規定を鋼船規則 I 編 5 章に、それぞれ一部改正のうえ移設した。
- (4) 極地氷海船階級（PC1 から PC7）に対応する船級付記符号を A 編に規定した。
- (5) FSICR の改正に基づき、喫水線の定義及び喫水線の標示に関し規定するとともに、遡及適用の取り扱いについて、検査要領 B 編に規定した。